統計法第32条に基づく調査票情報の利用申出に係る必要書類の確認表

〇利用申出者の利用目的等に応じ、以下の3つの文書をPDFファイルにて提出してください。

「（1）利用申出書（32条 申出課室名）」←ファイル名

			チェック欄
利用申出書			□
利用申出書別紙			□
	統計の作成を行う場合	集計様式	□
	統計的研究を行う場合 **注）分析出力様式の作成が困難な場合は、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を様式第1号（別紙）の利用方法に具体的に記載することで可としている。**	分析出力様式	□
	名簿作成の場合	名簿様式	□
	プレプリント情報として利用する場合	調査票等への出力ｲﾒｰｼﾞ	□

「【参考資料1】：審査報告書（32条　申出課室名）」←ファイル名

参考資料1：審査報告書	□

「【参考資料2】：審査報告書参考資料（32条 申出課室名）」←ファイル名

参考資料2：審査報告書参考資料		
【利用者に公的機関の役職員以外の者が含まれる場合】 様式第2号（利用者に公的機関の役職員以外の者が含まれる場合の誓約書）及び別紙		□
【利用申出者が公的機関の役職員以外の者に業務を委託等する場合】 契約書の写し		□
【契約締結前等の事情で契約書の写しを添付できない場合】 利用申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書		□
情報セキュリティに関する規程等がある旨が記載されている場合	情報ｾｷｭﾘﾃｨ規程等	□

統計法第３３条に基づく調査票情報の提供申出に係る必要書類の確認表

〇法第３３条第１項第１号に基づく公的機関（行政機関、地方公共団体）による申出の場合
〇利用申出者の利用目的等に応じ、以下の3つの文書をPDFファイルにて提出してください。

「（1）提供申出書（33条第1項第1号 申出機関名）」←ファイル名

		チェック欄
提供申出書		□
提供申出書別紙		□
統計の作成を行う場合	集計様式※ ※地方公共団体は、集計様式の事前提出不要。	□
統計的研究を行う場合 **注）分析出力様式の作成が困難な場合は、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を様式第２－１号（別紙）の利用方法に具体的に記載することで可としている。**	分析出力様式	□
名簿作成の場合	名簿様式	□
プレプリント情報として利用する場合	調査票等への出力イメージ	□
調査票情報に関する管理簿		□

「【参考資料１】：審査報告書（33条第1項第1号 申出機関名）」←ファイル名

参考資料１：審査報告書	□

「【参考資料２】：審査報告書参考資料（33条第1項第1号 申出機関名）」←ファイル名

参考資料２：審査報告書参考資料		
【提供申出者が公的機関等の役職員以外の者に業務を委託等する場合】 ・契約書の写し ・秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し ※調査票情報の適正管理措置が確実に講じられていることが確認できる書類であることが必要。 ※業務の再委託は禁止であるため、再委託事業者が調査票情報を利用することは、原則不可とする。 例外的に、再委託契約状況が分かる書類（契約書等）及び再委託事業者が調査票情報の適正管理措置が確実に講じられていることが確認できる書類を提出した場合に限り、再委託事業者を利用者の範囲に含めることを可とする。		□
【契約締結前等の事情で契約書の写しを添付できない場合】 様式第５号（提供申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書） ※なお、再委託事業者分については、様式第５号を以ての対応は不可とする。		□
調査票情報の適正管理に関する規程（既存の規程の準用も可）		□
情報セキュリティに関する規程等がある旨が記載されている場合	情報セキュリティ規程等	□

統計法第33条に基づく調査票情報の提供申出に係る必要書類の確認表

〇法第33条第1項第1号に基づく公的機関以外（※）による申出の場合

（※）公的機関以外の組織（公的機関等）　独立行政法人等（沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、金融経済教育推進機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立健康危機管理研究機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園、預金保険機構を含む。）、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

〇利用申出者の利用目的等に応じ、以下の3つの文書をPDFファイルにて提出してください。

「（1）提供申出書（33条第1項第1号 申出機関名）」←ファイル名

		チェック欄
提供申出書		□
提供申出書別紙		□
統計の作成を行う場合	集計様式	□
統計的研究を行う場合 **注）分析出力様式の作成が困難な場合は、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を様式第２－１号（別紙）の利用方法に具体的に記載することで可としている。**	分析出力様式	□
名簿作成の場合	名簿様式	□
プレプリント情報として利用する場合	調査票等への出力イメージ	□
調査票情報の利用が組織として必要な旨を示す文書		□
調査票情報に関する管理簿		□

「【参考資料1】：審査報告書（33条第1項第1号 申出機関名）」←ファイル名

参考資料1：審査報告書	□

「【参考資料2】：審査報告書参考資料（33条第1項第1号 申出機関名）」←ファイル名

参考資料2：審査報告書参考資料		
【提供申出者が公的機関等の役職員以外の者に業務を委託等する場合】 ・契約書の写し ・秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し ※調査票情報の適正管理措置が確実に講じられていることが確認できる書類であることが必要。 ※業務の再委託は禁止であるため、再委託事業者が調査票情報を利用することは、原則不可とする。 例外的に、再委託契約状況が分かる書類（契約書等）及び再委託事業者が調査票情報の適正管理措置が確実に講じられていることが確認できる書類を提出した場合に限り、再委託事業者を利用者の範囲に含めることを可とする。		□
【契約締結前等の事情で契約書の写しを添付できない場合】 様式第5号（提供申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書） ※なお、再委託事業者分については、様式第5号を以ての対応は不可とする。		□
調査票情報の適正管理に関する規程（既存の規程の準用も可）		□
情報セキュリティに関する規程等がある旨が記載されている場合	情報セキュリティ規程等	□

統計法第33条に基づく調査票情報の提供申出に係る必要書類の確認表

〇法第33条第1項第2号／規則第11条第1項第3号に基づく申出の場合

〇利用申出者の利用目的等に応じ、以下の3つの文書をPDFファイルにて提出してください。

「（1）提供申出書（33条第1項第2号 申出者名）」←ファイル名

		チェック欄
提供申出書		□
提供申出書別紙		□
統計の作成を行う場合	集計様式	□
統計的研究を行う場合 **注）分析出力様式の作成が困難な場合は、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を様式第２－２号（別紙）の利用方法に具体的に記載することで可としている。**	分析出力様式	□
行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が、政策の企画、立案、実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用である旨を記載した公文書		□
調査票情報に関する管理簿		□

「【参考資料1】：審査報告書（33条第1項第2号 申出者名）」←ファイル名

参考資料1：審査報告書	□

「【参考資料2】：審査報告書参考資料（33条第1項第2号 申出者名）」←ファイル名

参考資料2：審査報告書参考資料		
【申出者が法人等の場合】 ・法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で、申し出日前6月以内に作成されたもの、 その他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人等の名称、住所、代表者名等が記載され、官公署が発行した書類等） ・連絡担当者が当該法人等に所属することを示すもの（必要に応じて）		□
【申出者が個人の場合】 申出の日において有効な「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」、「個人番号カード（住民基本台帳カード含む）」、「在留カード」、「特別永住証明書」等の官公署が発行した本人確認書類		□
調査票情報の適正管理に係る基本方針【申出者が個人の場合は不要】		□
調査票情報の適正管理に関する規程（既存の規程の準用も可）【申出者が個人の場合は不要】		□
情報セキュリティに関する規程等がある旨が記載されている場合	情報セキュリティ規程等	□

統計法第３３条に基づく調査票情報の提供申出に係る必要書類の確認表

〇法第３３条第１項第２号／規則第１１条第１項第１号又は第２号（委託等又は競争的資金）に基づく申出の場合
〇利用申出者の利用目的等に応じ、以下の３つの文書をPDFファイルにて提出してください。

「（1）提供申出書（33条第1項第2号 申出者名）」←ファイル名

		チェック欄
提供申出書		□
提供申出書別紙		□
統計の作成を行う場合	集計様式	□
統計的研究を行う場合 **注）分析出力様式の作成が困難な場合は、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を様式第２－２号（別紙）の利用方法に具体的に記載することで可としている。**	分析出力様式	□
調査票情報に関する管理簿		□

「【参考資料1】：審査報告書（33条第1項第2号 申出者名）」←ファイル名

参考資料1：審査報告書	□

「【参考資料2】：審査報告書参考資料（33条第1項第2号 申出者名）」←ファイル名

参考資料2：審査報告書参考資料		
・委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料 ・公的機関等による競争的資金が交付補助されている場合、当該資金の交付決定通知書等の写し		□
【申出者が法人等の場合】 ・法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で、申し出日前6月以内に作成されたもの、 その他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人等の名称、住所、代表者名等が記載され、官公署が発行した書類等） ・連絡担当者が当該法人等に所属することを示すもの（必要に応じて）		□
【申出者が個人の場合】 申出の日において有効な「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」、「個人番号カード（住民基本台帳カード含む）」、「在留カード」、「特別永住証明書」等の官公署が発行した本人確認書類		□
調査票情報の適正管理に係る基本方針【申出者が個人の場合は不要】		□
調査票情報の適正管理に関する規程（既存の規程の準用も可）【申出者が個人の場合は不要】		□
情報セキュリティに関する規程等がある旨が記載されている場合	情報セキュリティ規程等	□